

(あて先)八尾市長

私は下記の「届出者」を代理人と定め、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書及び支給申請書の提出、事前協議及び「住宅改修事前申請承認通知書」(工事着工の可否の通知)の受領を委任します。また、関係書類を添えて、八尾市介護保険住宅改修費支給に関する取り扱いを理解のうえ事前申請をします。

令和 年 月 日

住所 八尾市

氏名

電話番号 () -

被保険者番号																利用者負担割合	1割・2割・3割
改修費用(総額)	円												着工予定日	年 月 日			
届出者	本人との関係 (施工請負業者・ケアマネジャー・家族・その他) (担当者:)																
申請方法	1. 償還払い 2. 受領委任払い(受領委任登録番号:)																
確認事項 (1)~(3)の項目に○等を付けてください	(1)住宅所有者		本人・配偶者・親族(本人との続柄)・市営・府営・賃貸														
	(2)本人の所在		在宅		入院(所)中		退院(所)予定日(令和 年 月 日) 退院(所)日(令和 年 月 日)										
	(3)住宅改造併用(障がい)				無・有 (※「有」の場合、障がい福祉課が窓口となります。)												

市記入欄(以下記入不要)

改修内容	1. 手すりの取付け 2. 段差の解消 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更		4. 引き戸等への扉の取替え 5. 洋式便器等への便器の取替え 6. その他必要となる付帯工事	
工事着工	可・不可・保留		【八尾市からの確認事項】 ※確認できない場合、保険対象外となることがあります。	
受付書類	1. 見積書 2. 図面 3. 改修前の写真 (日付入り) 4. 住宅改修が必要と認められる理由書 5. 住宅所有者の承諾書 6. 住宅改修支援費支給申出書			
備考	1. 新規・更新申請中 2. 過去の介護保険住宅改修利用 (無・有) リセット適用 (無・転居・介護度3段階アップ)			

住宅改修の事前申請につき上記のとおり受付いたしました。

- * 工事の着工は「住宅改修事前申請承認通知書」にて着工の可否を確認してからおこなってください。なお当該通知書は改修内容を承認するものであり、正式な給付決定を行うものではありません。
- * 工事内容等変更が生じた場合には、高齢介護課までご連絡ください。
- * 被保険者の現住所と住民票の届出住所が異なる場合には、支給できませんので、ご注意ください。
- * 工事完了後、支給申請時には必ず「住宅改修事前申請承認通知書」をご提出ください。
- * 認定結果が「自立」の場合、支給申請出来ませんのでご注意ください。
- * 退院・退所後でないと支給申請出来ませんのでご注意ください。

この件に関するお問い合わせは

八尾市高齢介護課 〒581-0003 八尾市本町1-1-1

TEL (072)924-9360 FAX (072)924-1005

受付印

【令和3年4月改定】